

たまむら地域商品券 取扱店(事業所)募集要領

1 発行の目的

玉村町は、物価高騰に直面している町民の生活を支援するとともに厳しい経営状況が続く町内事業者の業績回復を後押しするため、すべての町民に対し一人当たり1万円の商品券を配布することとなりました。

2 商品券の概要

実施主体	玉村町 玉村町商工会
発行総額	3億5千4万円(基準日人口により増減あり)
商品券内容	一人当たり10,000円(千円券×10枚) 内訳 ・一般商店専用券 大型店を除く取扱店舗で使用可 5,000円(千円券5枚) ・大型店・一般商店併用券 すべての取扱店舗で使用可 5,000円(千円券5枚)
取扱店(事業所)募集	・取扱店(事業所)募集チラシを制作 ・全会員に向け取扱店募集チラシを送付 ・前回参加取扱店(210店)にはデータ自動更新通知を送付 ・3月1日広報たまむら記事に事業概要掲載 ・4月1日広報たまむらに取扱店募集等記事掲載 ・商工会のホームページに募集記事掲載 ・募集締切日 令和8年8月31日
配布の基準	令和8年3月31日に玉村町に住民登録のある個人(年齢制限なし)
配付期間	令和8年5月から順次発送
使用期間	令和8年6月1日～9月30日まで
換金事務説明会	月 日開催 町内金融機関窓口向け説明会
商品券が使える店舗等(取扱店)	・玉村町内事業所200店超を予定 ・令和4年プレミアム笑品券事業実施時に登録した210店のデータのうち、廃業したものを除いて自動で更新し取扱店舗とする。なお、今回は取扱いをしない、または登録事項を変更したいという事業者については、申請に基づき削除・変更する ・新たに登録を受付けた会員及び非会員事業者店 ・商品券使用に関するチラシ(商品券同封)記載し周知する。 ※4月3日までの登録店舗(店舗名・所在地のみ) ・玉村町ホームページに店舗紹介一覧掲載し周知する。 ※随時更新

3 取扱店(事業所)の遵守事項

(1)商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。

取扱店(事業所)以外での使用はできません。

(2)商品券を現金化することはできません。

- (3)商品券の額面未滿の取引でも、おつりは出さないでください。
- (4)有効期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5)1回の支払において使用できる枚数に限度はありません。
- (6)商品券の紛失及び盗難に対して商工会及び玉村町はその責を負いません。
- (7)商品券の再発行および未使用の商品券の払戻しはできません。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1)国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、水道料金等の公共料金)
- (2)有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、ポイント、プリペイドカード、電子マネー等の換金性の高いものの購入
- (3)現金との換金、金融機関への預け入れ、出資、債務等消費に当たらないものへの支払
- (4)取扱店(事業所)自らの事業活動に伴って使用する原材料・機器類、仕入れ商品等購入
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
- (6)特定の宗教または政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7)取扱店(事業所)が指定するもの

5 取扱店(事業所)の参加資格

玉村町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除いたもので、玉村町内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2)特定の宗教または政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3)上記4「商品券の利用対象にならないもの」に記載された取引、商品サービスのみを取り扱う事業者
- (4)役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店(事業所)の責務等

- (1)取扱店(事業所)であることが明確になるよう、別途配付するポスターを、商品券利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2)利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認してください。色合いや手触り等が明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否してください。
- (3)商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の取扱店名欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。

- (4)商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5)玉村町商工会が商品券に関する調査等を行うときには報告等の協力をしてください。
- (6)取扱店(事業所)自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- (7)「大型店・一般商店併用券」と「一般商店専用券」があります。大型店では「一般商店専用券」を受け取らないでください。
- (8)利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店(事業所)の責務とします。
- (9)群馬県暴力団排除条例及び玉村町暴力団排除条例を遵守してください。
- (10)取扱店(事業所)の登録事項に変更があるときは、速やかに玉村町商工会に届け出てください。

7 取扱店(事業所)の登録申請

(1)申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、別紙「登録申請書」に必要事項を記入し、玉村町商工会へFAXにより提出してください。FAX送信後は必ず着信確認の電話をしてください。

「登録申請書」は玉村町商工会のホームページからダウンロードできるほか、玉村町商工会でも配布します。玉村町内に複数の店舗がある場合、個別の店舗ごとに申請書を提出してください。

登録完了後、開始道具一式として登録証明書、口座振替依頼書、商品券見本、ポスター等を取扱店(事業所)へ郵送します。

(2)申請期間

令和8年3月19日から令和8年8月31日まで

(3)取扱店一覧

4月3日(金)までに登録された取扱店(事業所)は、商品券配布時に同封する、使用に関するチラシに記載するとともに、玉村町のホームページ上に掲載します。なお、4月4日以降に登録された取扱店(事業所)については、毎日ホームページを更新し最新のデータを閲覧できるようにします。取扱店(事業所)紹介のページには、商品券表面のQRコードからアクセスできるようにします。

8 取扱店登録料

無 料

9 換金方法

商品券の換金は、群馬銀行、桐生信用金庫、ぐんまみらい信用組合、東和銀行、高崎信用金庫、アイオー信用金庫の各玉村支店および佐波伊勢崎農業協同組合たまむら支店において、登録済み取扱店(事業所)の請求により預金口座へ入金します。

取扱店(事業所)は、入金用の預金口座を有する玉村町内の上記金融機関において、登録証明書(商工会発行)と通帳を持参のうえ、商品券裏面に取扱店名を記入または店名スタン

プを押した使用済み商品券と口座振替依頼書(必要事項記入)と一緒に提出する。

10 換金手数料 無料

11 換金期限 令和8年10月30日まで

(1)換金の受付は平日のみ、金融機関の窓口営業時間内です。

(2)換金期限を過ぎての換金には一切応じられません。

12 取扱店(事業所)の預金口座入金までにかかる日数

原則3営業日以内

13 取扱店(事業所)の取り消し等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店(事業所)の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した場合は請求する場合があります。

14 その他

(1)この「募集要領」に記載されていない事項は、玉村町商工会へお問い合わせください。

15 お問い合わせ先 玉村町商工会 電話 0270-65-2954